

# 「道路交通法」が変わります！

令和5年4月1日から、

自転車のすべての利用者に

ヘルメット着用が努力義務化されます。



今までは13歳未満に着用させる保護者の努力義務でした。

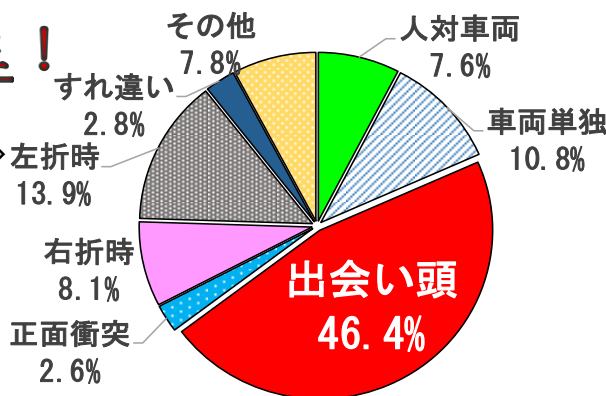
## 自転車事故は交差点で多く発生！

自転車に関係する人身事故（川西警察署管内）  
事故類型別の割合（過去3年：令和2～4年）



「出会い頭」が約半数を占める！

↓  
信号無視、一時不停止、速度超過などは、交通事故に直結します！



## 自転車安全利用五則

- ① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用



## 「自転車運転者講習制度」

- ・ 自転車の交通違反を **3年以内に2回以上** 繰り返した者が対象となります。
- ☞ 対象違反15項目（信号無視、一時不停止、通行禁止違反、酒酔い運転等）
- ・ 受講義務の対象となるのは **14歳以上**
- ・ 講習は3時間、手数料 6,000円
- ・ 受講しなければ罰金（5万円以下）

## 自転車事故（高額賠償事例）

- 男子小学生が運転する自転車が、高齢女性の歩行者と衝突。歩行者が意識不明となり、事故を起こした小学生の保護者に対して **約 9,500万円** の高額賠償命令が出された事案もあります。

## 「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」（兵庫県条例）

- ・ 自転車損害賠償保険への **加入は義務**
- ☞ 万が一の交通事故に備えて、自転車保険に入りましょう。



**ルール違反は危険！！**  
事故を起こせば加害者としての責任を問われます。

兵庫県川西警察署